

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年 4月 10日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 董野 孝弥

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等	
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月	3,240,000 円
2 その他			
収入合計	3,240,000		

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	56,273	56,273	
研 修 費	10,999	10,999	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	14,630	14,630	
広 報 ・ 広 聴 費	152,876	152,876	
人 件 費	345,609	345,609	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,282,093	1,282,093	
支 出 合 計	1,862,480	1,862,480	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会・萱野孝弥

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<b>【広報・広聴費】</b> ガソリン代 駐車代	4月～3月	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料や駐車料金に使用した。
<b>【事務・事務所費】</b> 事務所賃借 事務用品の購入	4月～3月	住民からの相談等や意見の聴取等に対応する為、市政事務所、政務活動用電話、事務用品を用意した。
<b>【資料購入費】</b> 書籍購入	3月	市政に関する調査・研究の為に資料・書籍等を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.4.1	4-1		4,496	-4,496	パソコンケーブル代	⑨	
7.4.2	4-2		400	-4,896	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.2	4-3		6,284	-11,180	ガソリン代	⑦	
7.4.4	4-4		22,944	-34,124	事務所火災保険料(年間)	⑨	
7.4.7	4-5		200	-34,324	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.9	4-6		400	-34,724	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.10		810,000		775,276	政務活動費4月分～6月分受け入れ		
7.4.13	4-7		400	774,876	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.13	4-8		400	774,476	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.21	4-9		480	773,996	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.22	4-10		200	773,796	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.23	4-11		400	773,396	広報活動駐車場代	⑦	
7.4.25	4-12		66,664	706,732	5月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.4.25	4-13		2,944	703,788	4月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.4.28	4-14		3,022	700,766	2月分携帯電話代	⑨	
7.4.28	4-15		200	700,566	広報活動駐車場代	⑦	
月計		810,000	109,434				
累計		810,000	109,434	700,566			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 蒼野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.5.2	5-1		6,400	694,166	ガソリン代	⑦	
7.5.2	5-2		6,400	687,766	ガソリン代	⑦	
7.5.8	5-3		200	687,566	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.11	5-4		440	687,126	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.17	5-5		400	686,726	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.18	5-6		400	686,326	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.19	5-7		34,560	651,766	4月分人件費	⑧	
7.5.21	5-8		160	651,606	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.22	5-9		528	651,078	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.25	5-10		700	650,378	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.26	5-11		66,664	583,714	6月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.5.26	5-12		2,944	580,770	5月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.5.27	5-13		3,093	577,677	4月分事務所電気代	⑨	
7.5.27	5-14		3,078	574,599	3月分携帯電話代	⑨	
7.5.27	5-15		320	574,279	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.27	5-16		500	573,779	広報活動駐車場代	⑦	
7.5.27	5-17		7,044	566,735	4月分事務所電話代	⑨	
7.5.29	5-18		320	566,415	広報活動駐車場代	⑦	
月計			134,151				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.6.2	6-1		5,982	560,433	ガソリン代	⑦	
7.6.2	6-2		400	560,033	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.4	6-3		240	559,793	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.11	6-4		320	559,473	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.16	6-5		240	559,233	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.20	6-6		30,720	528,513	5月分人件費	⑧	
7.6.20	6-7		160	528,353	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.20	6-8		220	528,133	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.23	6-9		320	527,813	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.25	6-10		2,944	524,869	6月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.6.25	6-11		176	524,693	備品代(文具)	⑨	
7.6.25	6-12		1,161	523,532	労災保険料(年間)	⑧	
7.6.25	6-13		66,664	456,868	7月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.6.26	6-14		320	456,548	旅費	①	
7.6.26	6-15		290	456,258	旅費	①	
7.6.27	6-16		178	456,080	旅費	①	
7.6.27	6-17		3,704	452,376	5月分事務所電気代	⑨	
7.6.27	6-18		3,045	449,331	4月分携帯電話代	⑨	
7.6.27	6-19		7,157	442,174	5月分事務所電話代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.6.27	6-20		80	442,094	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.30	6-21		200	441,894	広報活動駐車場代	⑦	
7.6.30	6-22		200	441,694	広報活動駐車場代	⑦	
月計			124,721				
累計		810,000	368,306	441,694			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 菅野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.7.2	7-1		6,400	435,294	ガソリン代	⑦	
7.7.2	7-2		5,884	429,410	ガソリン代	⑦	
7.7.10		810,000		1,239,410	政務活動費7月分～9月分受け入れ		
7.7.19	7-3		34,560	1,204,850	6月分人件費	⑧	
7.7.22	7-4		200	1,204,650	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.22	7-5		160	1,204,490	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.25	7-6		66,664	1,137,826	8月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.7.25	7-7		2,944	1,134,882	7月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.7.27	7-8		600	1,134,282	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.28	7-9		4,087	1,130,195	6月分事務所電気代	⑨	
7.7.28	7-10		3,018	1,127,177	5月分携帯電話代	⑨	
7.7.28	7-11		7,072	1,120,105	6月分事務所電話代	⑨	
7.7.28	7-12		880	1,119,225	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.28	7-13		220	1,119,005	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.28	7-14		900	1,118,105	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.28	7-15		884	1,117,221	備品代 (乾電池)	⑨	
7.7.28	7-16		176	1,117,045	広報活動駐車場代	⑦	
7.7.28	7-17		4,080	1,112,965	備品代 (パイプ椅子6脚)	⑨	
7.7.28	7-18		3,280	1,109,685	備品代 (パイプ椅子4脚)	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)





様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.9.2	9-1		6,400	908,422	ガソリン代	⑦	
7.9.2	9-2		6,400	902,022	ガソリン代	⑦	
7.9.2	9-3		6,400	895,622	ガソリン代	⑦	
7.9.5	9-4		390	895,232	広報活動駐車場代	⑦	
7.9.19	9-5		23,040	872,192	8月分人件費	⑧	
7.9.24	9-6		66,664	805,528	10月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.9.24	9-7		2,944	802,584	9月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.9.24	9-8		160	802,424	広報活動駐車場代	⑦	
7.9.29	9-9		4,548	797,876	8月分事務所電気代	⑨	
7.9.29	9-10		3,021	794,855	7月分携帯電話代	⑨	
7.9.29	9-11		7,131	787,724	8月分事務所電話代	⑨	
7.9.29	9-12		2,708	785,016	パソコンソフト	⑨	
7.9.29	9-13		176	784,840	広報活動駐車場代	⑦	
月計			129,982				
累計		1,620,000	835,160	784,840			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.10.2	10-1		6,400	778,440	ガソリン代	⑦	
7.10.10		810,000		1,588,440	政務活動費10月分～12月分受け入れ		
7.10.17	10-2		14,080	1,574,360	自動車の維持管理費(タイヤ代)	⑨	
7.10.20	10-3		34,560	1,539,800	9月分人件費	⑧	
7.10.21	10-4		660	1,539,140	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.22	10-5		400	1,538,740	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.22	10-6		330	1,538,410	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.22	10-7		330	1,538,080	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.22	10-8		160	1,537,920	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.24	10-9		66,664	1,471,256	11月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.10.24	10-10		2,944	1,468,312	10月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.10.26	10-11		800	1,467,512	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.27	10-12		3,036	1,464,476	8月分携帯電話代	⑨	
7.10.27	10-13		7,075	1,457,401	9月分事務所電話代	⑨	
7.10.27	10-14		7,010	1,450,391	ガソリン代	⑦	
7.10.27	10-15		600	1,449,791	広報活動駐車場代	⑦	
7.10.27	10-16		6,104	1,443,687	自動車の維持管理費(メンテナンス)	⑨	
7.10.27	10-17		2,968	1,440,719	ノートパソコン保護フィルム代	⑨	
7.10.27	10-18		2,952	1,437,767	ipadフィルム代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.10.27	10-19		5,354	1,432,413	9月分事務所電気代	⑨	
月計		810,000	162,427				
累計		2,430,000	997,587	1,432,413			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.11.3	11-1		400	1,432,013	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.4	11-2		6,400	1,425,613	ガソリン代	⑦	
7.11.6	11-3		600	1,425,013	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.10	11-4		160	1,424,853	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.20	11-5		35,520	1,389,333	10月分人件費	⑧	
7.11.21	11-6		1,200	1,388,133	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.21	11-7		80	1,388,053	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.23	11-9		500	1,387,553	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.27	11-10		66,664	1,320,889	12月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.11.27	11-11		4,452	1,316,437	10月分事務所電気代	⑨	
7.11.27	11-12		3,026	1,313,411	9月分携帯電話代	⑨	
7.11.27	11-13		2,944	1,310,467	11月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.11.27	11-14		7,060	1,303,407	10月分事務所電話代	⑨	
7.11.27	11-15		200	1,303,207	広報活動駐車場代	⑦	
7.11.27	11-16		3,891	1,299,316	自動車の維持管理費 (ヘッドランプ取替)	⑨	
7.11.27	11-17		13,208	1,286,108	自動車の維持管理費 (ブレーキフルード交換・ナンバーランプ球左交換・フォグライト固定)	⑨	
7.11.27	11-18		6,204	1,279,904	自動車の維持管理費 (ヘッドライト用HIDバルブ)	⑨	
7.11.27	11-19		1,100	1,278,804	交通費	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)。(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.11.27	11-20		1,100	1,277,704	交通費	①	
月計			154,709				
累計		2,430,000	1,152,296	1,277,704			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 菅野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.12.1	12-1		528	1,277,176	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.2	12-2		7,000	1,270,176	ガソリン代	⑦	
7.12.2	12-3		6,400	1,263,776	ガソリン代	⑦	
7.12.16	12-4		200	1,263,576	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.17	12-5		660	1,262,916	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.17	12-6		400	1,262,516	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.19	12-7		32,256	1,230,260	11月分人件費	⑧	
7.12.22	12-8		160	1,230,100	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.23	12-9		800	1,229,300	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.24	12-10		400	1,228,900	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.24	12-11		200	1,228,700	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.25	12-12		200	1,228,500	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.25	12-13		66,664	1,161,836	令和8年1月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.12.25	12-14		2,944	1,158,892	12月分事務所ゴミ収集代	⑨	
7.12.26	12-15		550	1,158,342	広報活動駐車場代	⑦	
7.12.29	12-16		4,469	1,153,873	11月分事務所電気代	⑨	
7.12.29	12-17		3,016	1,150,857	10月分携帯電話代	⑨	
7.12.29	12-18		7,292	1,143,565	11月分事務所電話代	⑨	
7.12.29	12-19		200	1,143,365	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7.12.29	12-20		3,155	1,140,210	ラミネーター代	⑨	
月計			137,494				
累計		2,430,000	1,289,790	1,140,210			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.1.5	1-1		1,466	1,138,744	ガソリン代	⑦	
8.1.5	1-2		6,337	1,132,407	ガソリン代	⑦	
8.1.6	1-3		160	1,132,247	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.8	1-4		200	1,132,047	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.9		810,000		1,942,047	政務活動費 令和8年1月分～令和8年3月分受け入れ		
8.1.13	1-5		160	1,941,887	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.13	1-6		700	1,941,187	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.13	1-7		400	1,940,787	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.14	1-8		240	1,940,547	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.15	1-9		160	1,940,387	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.16	1-10		320	1,940,067	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.17	1-11		600	1,939,467	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.18	1-12		400	1,939,067	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.18	1-13		3,000	1,936,067	コピー代 (議会資料)	⑨	
8.1.19	1-14		264	1,935,803	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.19	1-15		528	1,935,275	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.20	1-16		352	1,934,923	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.20	1-17		200	1,934,723	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.20	1-18		32,256	1,902,467	12月分人件費	⑧	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.1.21	1-19		160	1,902,307	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.21	1-20		400	1,901,907	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.23	1-21		240	1,901,667	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.26	1-22		320	1,901,347	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.26	1-23		320	1,901,027	広報活動駐車場代	⑦	
8.1.26	1-24		66,664	1,834,363	令和8年2月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
8.1.26	1-25		2,944	1,831,419	令和8年1月分事務所ゴミ収集代	⑨	
8.1.26	1-26		45,830	1,785,589	自動車の維持管理費 (タイヤ交換費用)	⑨	
8.1.27	1-27		4,036	1,781,553	12月分事務所電気代	⑨	
8.1.27	1-28		3,039	1,778,514	11月分携帯電話代	⑨	
8.1.27	1-29		7,060	1,771,454	12月分事務所電話代	⑨	
月計		810,000	178,756				
累計		3,240,000	1,468,546	1,771,454			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.2.2	2-1		5,940	1,765,514	ガソリン代	⑦	
8.2.9	2-2		88	1,765,426	広報活動駐車場代	⑦	
8.2.10	2-3		400	1,765,026	広報活動駐車場代	⑦	
8.2.12	2-4		470	1,764,556	コピー代 (議会資料)	⑨	
8.2.15	2-5		500	1,764,056	広報活動駐車場代	⑦	
8.2.20	2-6		28,224	1,735,832	令和8年1月分人件費	⑧	
8.2.20	2-7		80	1,735,752	広報活動駐車場代	⑦	
8.2.25	2-8		66,664	1,669,088	令和8年3月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
8.2.25	2-9		2,944	1,666,144	令和8年2月分事務所ゴミ収集代	⑨	
8.2.26	2-10		10,999	1,655,145	未来都市政策研究会勉強会参加費	②	
8.2.27	2-11		4,545	1,650,600	令和8年1月分事務所電気代	⑨	
8.2.27	2-12		3,022	1,647,578	令和7年12月分携帯電話代	⑨	
8.2.27	2-13		7,159	1,640,419	令和8年1月分事務所電話代	⑨	
8.2.27	2-14		3,976	1,636,443	乾電池購入代	⑨	
月計			135,011				
累計		3,240,000	1,603,557	1,636,443			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.3.2	3-1		5,628	1,630,815	ガソリン代	⑦	
8.3.2	3-2		5,681	1,625,134	ガソリン代	⑦	
8.3.9	3-3		230	1,624,904	コピー代 (議会資料)	⑨	
8.3.10	3-4		107,400	1,517,504	携帯電話 (iPhone17Pro512GB) 購入費	⑨	
8.3.17	3-5		300	1,517,204	コピー代 (議会資料)	⑨	
8.3.19	3-6		24,192	1,493,012	令和8年2月分人件費	⑧	
8.3.22	3-7		14,630	1,478,382	書籍購入代	⑥	
8.3.23	3-8		264	1,478,118	広報活動駐車場代	⑦	
8.3.23	3-9		200	1,477,918	広報活動駐車場代	⑦	
8.3.26	3-10		66,664	1,411,254	令和8年4月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
8.3.26	3-11		2,944	1,408,310	令和8年3月分事務所ゴミ収集代	⑨	
8.3.27	3-12		3,657	1,404,653	令和8年2月分事務所電気代	⑨	
8.3.27	3-13		3,218	1,401,435	令和8年1月分携帯電話代	⑨	
8.3.27	3-14		7,115	1,394,320	令和8年2月分事務所電話代	⑨	
8.3.27	3-15		16,800	1,377,520	Microsoft 365 Personal (年間)	⑨	
月計			258,923				
累計		3,240,000	1,862,480	1,377,520			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

ふりがな		
被雇用者の氏名		
生年月日		
住所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
雇用期間 (雇用開始日)	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他 (派遣等 )	
勤務時間数	8 時間 / 週 (1日 4 時間 × 2 日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動	
按分		<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.4 時間 (週勤務時間数) 8 時間
	80 %	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		




※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号 かやのたかや議員事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	(午前) 午後9時00分から 午前・(午後) 5時00分までの 4時間 週2日程度	
休日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,200円	
給与支払	毎月月末締め切り 翌月20日支払	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 堺市議会議員 萱野 孝弥 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者  </p>		

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等 )		
勤務時間数	8 時間 / 週 (1日 4 時間 × 2 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,260 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.4 時間</u> (週勤務時間数) 8 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号 かやのたかや議員事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	(午前) 午後9時00分から 午前・(午後) 5時00分までの 4時間 週2日程度	
休日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給1,260円	
給与支払	毎月月末締め切り 翌月20日支払	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年10月16日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 堺市議会議員 萱野 孝弥</p> <p style="text-align: center;">被雇用者</p>		

出勤簿（令和7年 4月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	10:00	14:00	4:00	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	:	:	:	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	12:00	16:00	4:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	10:00	14:00	4:00	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	:	:	:	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	12:00	16:00	4:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	10:00	14:00	4:00	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	:	:	:	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	12:00	16:00	4:00	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	10:00	14:00	4:00	:	
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	:	:	:	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	12:00	16:00	4:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	10:00	14:00	4:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数				9 日		

雇用者確認欄  
(署名又は押印) 印

出勤簿（令和7年 5月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	:	:	:	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	10:00	14:00	4:00	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	12:00	16:00	4:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	12:00	16:00	4:00	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	10:00	14:00	4:00	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	:	:	:	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	12:00	16:00	4:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	10:00	14:00	4:00	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	:	:	:	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	12:00	16:00	4:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	10:00	14:00	4:00	:	
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	:	:	:	:	
31日	土	:	:	:	:	
合計				32:00	:	
出勤日数						8 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印)



出勤簿（令和7年 6月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	12:00	16:00	4:00	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	10:00	14:00	4:00	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	:	:	:	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	12:00	16:00	4:00	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	10:00	14:00	4:00	:	
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	:	:	:	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	12:00	16:00	4:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	10:00	14:00	4:00	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	:	:	:	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	12:00	16:00	4:00	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	10:00	14:00	4:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	:	:	:	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	12:00	16:00	4:00	:	
		:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数						9日

雇用者確認欄  
 (署名又は押印) XXXXXXXXXX

出勤簿 (令和7年 7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	10:00	14:00	4:00	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	:	:	:	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	12:00	16:00	4:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	10:00	14:00	4:00	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	:	:	:	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	12:00	16:00	4:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	10:00	14:00	4:00	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	:	:	:	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	10:00	14:00	4:00	:	
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	12:00	16:00	4:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	12:00	16:00	4:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	10:00	14:00	4:00	:	
31日	木	:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数						9 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印) XXXXXXXXXX

出勤簿 (令和7年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX


日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	12:00	16:00	4:00	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	10:00	14:00	4:00	:	
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	:	:	:	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	:	:	:	:	
12日	火	:	:	:	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	:	:	:	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	12:00	16:00	4:00	:	
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	10:00	14:00	4:00	:	
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	:	:	:	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	12:00	16:00	4:00	:	
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	10:00	14:00	4:00	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	:	:	:	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				24:00	:	
出勤日数						6 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印) XXXXXXXXXX

出勤簿 (令和7年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX


日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	12:00	16:00	4:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	10:00	14:00	4:00	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	:	:	:	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	12:00	16:00	4:00	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	10:00	14:00	4:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	:	:	:	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	:	:	:	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	10:00	14:00	4:00	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	12:00	16:00	4:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	12:00	16:00	4:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	10:00	14:00	4:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	:	:	:	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	12:00	16:00	4:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数						9 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印) 

出勤簿（令和7年 10月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	14:00	4:00	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	12:00	16:00	4:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	10:00	14:00	4:00	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	10:00	14:00	4:00	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	12:00	16:00	4:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	12:00	16:00	4:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	14:00	4:00	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	:	:	:	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	12:00	16:00	4:00	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	10:00	14:00	4:00	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数						9 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印) 

出勤簿 (令和7年 11月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	:	:	:	:	
5日	水	10:00	14:00	4:00	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	12:00	16:00	4:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	12:00	16:00	4:00	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	10:00	14:00	4:00	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	12:00	16:00	4:00	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	10:00	14:00	4:00	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	10:00	14:00	4:00	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	12:00	16:00	4:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				32:00	:	
出勤日数						8 日

雇用者確認欄  
(署名又は押印) XXXXXXXXXX

参考様式第5号

出勤簿（令和7年 12月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	14:00	4:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	12:00	16:00	4:00	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	:	:	:	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	14:00	4:00	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	12:00	16:00	4:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	:	:	:	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	14:00	4:00	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	12:00	16:00	4:00	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	:	:	:	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	14:00	4:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	12:00	16:00	4:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	:	:	:	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	:	:	:	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水	:	:	:	:	
合計				32:00	:	
出勤日数				8 日		

雇用者確認欄  
(署名又は押印) XXXXXXXXXX

出勤簿 (令和8年 1月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	10:00	14:00	4:00	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	12:00	16:00	4:00	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	:	:	:	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	12:00	16:00	4:00	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	10:00	14:00	4:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	10:00	14:00	4:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	12:00	16:00	4:00	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	:	:	:	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	10:00	14:00	4:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	:	:	:	:	
31日	土	:	:	:	:	
合計				28:00	:	
出勤日数				35	7日	

雇用者確認欄 XXXXXXXXXX  
(署名又は押印)

出勤簿（令和8年 2月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	:	:	:	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	:	:	:	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	10:00	14:00	4:00	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	14:00	18:00	4:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	10:00	14:00	4:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	12:00	16:00	4:00	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	:	:	:	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	:	:	:	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	13:00	17:00	4:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	14:00	18:00	4:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				24:00	:	
出勤日数				6日		

雇用者確認欄 XXXXXXXXXX  
 (署名又は押印)

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

<b>管理責任者 (議員名)</b>	荻野 孝弥		
<b>事務所名</b>	荻野 孝弥 堺市議会議員事務所		
<b>所在地</b>	〒592-8335 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号 TEL 072 ( 245 ) 9855		
<b>兼用の有無</b>	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 スペースリペア)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
<b>延べ面積</b>	175.45 m <sup>2</sup>	<b>賃借料</b>	月額 83,000 円 (政務活動費充当額円) 66,400 円
<b>政務活動事務所 として使用する 割合</b>	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) □ 使用面積による    使用面積                      m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) ■ 使用時間による    月        150        時間のうち        120        時間	
<b>事務所関連経費 按分比率など</b>	<b>維持管理 経費</b>	■ 電気代・・・ 80 %    ■ 水道代・・・ 80 % □ ガス代・・・        %    ■ 固定電話代・・・ 80 % ■ その他 ( ゴミ代                      )・・・ 80 %	
	<b>駐車場 賃借料</b>	80 %	月額                      円 (政務活動費充当額                      円) 【所在地】 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号
<b>所有区分</b>	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (                      ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
<b>備 考</b>			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主            様（以下「甲」という。）と借主 萱野 孝弥 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	マイハウス		階	号室
	所在地	(住居表示) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 2番13号			
		(登記簿) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 760番地2・760番地18			
	構 造	鉄骨造 / スレートぶき / 1階建 / 全 (1) 戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成1年6月	
面 積	175.45㎡				
附 属 施 設					

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市議会議員事務所
----------

## 頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から 令和7年4月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年5月1日

## 頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 0円)	共益費	月額 3,000円 (別途消費税相当額 0円)
敷金	0円 (賃料ヶ月)	礼金	0円 (賃料ヶ月)
保証金	0円 (賃料ヶ月)	償却	0円 (賃料ヶ月、率%) その他 償却条件
家財保険料	期間年間 0円	附属施設料	0円 (別途消費税相当額 円)

その他の条件			
貸与する鍵	鍵No	H248	
	本数	2本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名: 大阪信用金庫 石津支店 預金: 普通 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 口座名義人: 株式会社スペースリペア 振込手数料負担者: 借主	

資料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者：

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 董野 孝弥
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	堺市
管理業者	商号又は名称 株式会社スペースリペア	
所在地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号	TEL 072-241-3265
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 ( ) 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ( ) 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 ( ) 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

<p>※甲からの解約 甲は、乙に対して6ヶ月前に解約を申し入れることにより、本契約を解約することができる。</p>
---

頭書(9) 特約事項

※賃貸物件の占有は建物内(ホール・客席部分・厨房部分の流し台・冷蔵庫)及び敷地内駐車場(No2)とする。

※原状回復等

1. 造作等の許可、原状回復

借主は本物件内への造作物、看板等の設置について貸主の承諾を得て行い、本契約終了時、借主の負担において原状に復す事(但し、借主の負担によるエアコン・照明器具設置・コンセント増設を除く)を承諾しました。

2. 室内クリーニング

借主は本契約が終了し、建物を明け渡す際、室内クリーニングについては借主負担とし、貸主の指定業者へ依頼する事を承諾しました。

※設備・施設

1. 設備の買取請求

借主は本物件の内装備品を現況のまま使用し、契約終了後は現況のまま残置して譲渡転貸をしないこと、又、借主は自らの費用で設置した設備等の買取を貸主に請求することは出来ない事を承諾しました。

2. 修理費負担

既存の備品が使用できなくなった場合、修理等の費用負担は借主とします。

※その他

借主は契約時及び更新時、借家人賠償責任担保特約を含む保険に加入することを承諾しました。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月1日

甲・貸主	氏名	██████████	██████████
	住所	堺市	██████████

乙・借主	氏名	萱野 孝弥	██████████
	住所	堺市	██████████

丙・連帯保証人	氏名	██████████	██████████
	住所	堺市	██████████
	極度額	円	¥ ██████████



## 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主            様（以下「甲」という。）と借主 荻野 孝弥 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	マイハウス <span style="float: right;">階 号室</span>		
		区画番号(            )		
	所 在 地	(住居表示) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 2番13号		
		(登記簿) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 760番地2・760番地18		
	構 造	鉄骨造 / スレートぶき / 1階建 / 全 (1) 戸		
	種 類	戸建	新築年月	平成1年6月
面 積	175.45㎡			
附 属 施 設	駐車場1区画( <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市議会議員事務所

### 頭書(3) 契約期間

令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和7年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 0円) 消費税率 %	共益費	月額 3,000円 (別途消費税相当額 0円) 消費税率 %
敷金	0円 (賃料ヶ月分)	礼金	0円 (賃料ヶ月分)
保証金	0円 (賃料ヶ月分)	償却	0円 (賃料ヶ月分、率%) その他 償却条件
家財保険料	期間年間 0円	附属施設料	0円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No	H248	
	本数	2本	本
賃料等の支払金額の合計		円 (別途消費税相当額	円) 消費税率 %
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先金融機関名: 大阪信用金庫 石津支店 預金: 普通 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義人: 株式会社スペースリペア 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:

添書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 萱野 孝弥
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

添書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	堺市
	適格請求書発行事業者登録番号	
管理業者	商号又は名称 株式会社スペースリペア	
所在地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号	TEL 072-241-3265
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 ( ) 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ( ) 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

添書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録	国土交通大臣 ( ) 第 号

添書(8) 更新に関する事項

※甲からの解約  
甲は、乙に対して6ヶ月前に解約を申し入れることにより、本契約を解約することができる。

頭書(9) 特約事項

※賃貸物件の占有は建物内(ホール・客席部分・厨房部分の流し台・冷蔵庫)及び敷地内駐車場(№2)とする。

※原状回復等

1. 造作等の許可、原状回復

借主は本物件内への造作物、看板等の設置について貸主の承諾を得て行い、本契約終了時、借主の負担において原状に復す事(但し、借主の負担によるエアコン・照明器具設置・コンセント増設を除く)を承諾しました。

2. 室内クリーニング

借主は本契約が終了し、建物を明け渡す際、室内クリーニングについては借主負担とし、貸主の指定業者へ依頼する事を承諾しました。

※設備・施設

1. 設備の買取請求

借主は本物件の内装備品を現況のまま使用し、契約終了後は現況のまま残置して譲渡転貸をしないこと、又、借主は自らの費用で設置した設備等の買取を貸主に請求することは出来ない事を承諾しました。

2. 修理費負担

既存の備品が使用できなくなった場合、修理等の費用負担は借主とします。

※その他

借主は契約時及び更新時、借家人賠償責任担保特約を含む保険に加入することを承諾しました。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	██████████
	住所	堺市 ██████████

乙・借主	氏名	萱野 孝弥
	住所	堺市 ██████████

丙・連帯保証人	氏名	██████████
	住所	堺市 ██████████
	極度額	円 ██████████

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号	主たる事務所所在地	
	商号又は名称	株式会社スペースリペア	商号又は名称	
宅地建物取引業者	代表者の氏名	代表取締役 大仲 正輝	代表者の氏名	Ⓔ
	免許証番号	大阪府知事(4)第53782号	免許証番号	( )第 号
宅地建物取引業者	氏名	大仲 正輝	氏名	
	登録番号	大阪 第133487号	登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社スペースリペア	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号 株式会社スペースリペア TEL 072-241-3265	事務所所在地 TEL	TEL

原状に

承諾

注は

Ⓔは原則として実印  
 ※この実印は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

保有する。

月 日

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
  - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
  - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
  - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
  - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

#### (立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

# 企業総合保険証券



## 保険契約者

〒 592-8335

住所 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13

氏名 萱野 孝弥 様



240327 B 1 112111 000002 00010423  
001/001 001/002 0000285#



9385

普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い  
保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。  
なお、保険証券の見方については、「ご契約のしおり(約款)」を  
ご参照ください。

証券番号

弊社連絡先 大阪北S2  
☎ 06-6203-0633

代理店/仲立人 關ライフプラザパートナーズ高田  
☎ 06-6313-9985

ご契約のしおり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただくことで紙の使用量を削減することができました。  
地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠にありがとうございました。



印紙税申告納  
付につき郵町  
税務署承認済

電話番号 072-245-9855

携帯電話

FAX番号

契約日 令和 6年 3月21日 他の保険契約等 無

証券作成日 令和 6年 3月27日 (24. 3)

保険種類・保険期間	
保険種類	企業総合保険 財産条項
保険期間	令和 6年 4月21日 午後 4時から 令和 7年 4月21日 午後4時まで 1年間
取扱営業店・代理店	
営業店	39C4 大阪北S2
代理店/仲立人	6717 關ライフプラザパートナーズ高田
補償の対象となる方(被保険者)	
保険の対象の所有者	萱野 孝弥 様
借家人賠償責任の被保険者	萱野 孝弥 様
物件の情報	
保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物	
★所在地	〒592-8335 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13
物件名称	事務所
物件種別	一般物件 ☆作業規模 [動力設備] 50kW未満 [電力設備] 100kW未満 [作業人員] 5人未満
★稼作業	[区分] 職業物件 [コード] 0400AA [名称] 事務所 [詳細名称]
構造階数	地上 1階 地下なし 専有・占有面積 175.45㎡ 延床面積
※(建物構造) 鉄骨造	★建築年月
★耐火基準 該当なし	構造級別 2級
補償の対象となる物件(保険の対象)	
建物内設備什器	上記建物内に収容される設備什器一式
付属物の取り扱い	設備什器 量・建具・造作:含みます
保険料のお支払内容	
保険料	建物内設備什器 3,100円 借家人賠償責任補償特約 25,520円
	1回分保険料 28,620円 総払込保険料 28,620円
払込方法	コンビニ払(一時払) 初回払込保険料 保険始期の属する月の翌月(令和 6年 5月)末日
保険料払込期日	第2回目以降払込保険料

補償内容の詳細につきましては裏面をご参照ください。

本書に記載の内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

★が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

補償内容

証券番号： XXXXXXXXXX  
 保険約款： 企業総合保険普通保険約款（財産条項）  
 保険期間： 令和 6年 4月21日 午後 4時から 令和 7年 4月21日 午後4時まで 1年間  
 契約者名： 萱野 孝弥 様

■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpまたは冊子をご参照ください。）

保険金額	建物	建物内設備什器	建物内商品製品
保険金額 (約定付保割合) (評価基準:保険価額)	-	100万円 (100%) (再取得価額: 100万円)	-

保険金支払方式	実損払方式
建物の評価方法	
建物内設備什器の評価方法	お客様からの申告に基づき評価
建物内商品製品の評価方法	

○：補償されます。 ×：補償されません。 \* 1事故あたりの損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

財産条項「補償の内容」	建物内設備什器	免責金額*	ご確認ください
火災、落雷、破裂・爆発	○	10万円	・補償内容によって適用される免責金額が異なる場合があります。詳細は、免責金額欄をご確認ください。 ・「補償の内容」の詳細につきましては「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。 ・預貯金証書（建物内設備什器）、通貨等（建物内設備什器）は盗難のみ補償します。 ・水災の保険金支払方法は浸水条件有型実損払方式です。
（ <sup>ひょう</sup> ） 災、雹災、雪災	○	20万円	
給排水設備事故の水漏れ等	○	10万円	
（ <sup>じょう</sup> ） 騒擾、労働争議等	○		
車両・航空機の衝突等	○		
建物の外部からの物体の衝突等	○		
盗難	○		
（ <sup>ひょう</sup> ） 災（浸水条件 有）	○		
電気的・機械的事故	×		
その他偶発な破損事故等	×		

特約等

安定化処置費用補償特約（財産） 水災縮小支払特約  
 高額貴金属等不担保特約（設計） 縮小支払割合 50%  
 借家人賠償責任補償特約  
 免責金額：なし  
 限度額 3,500万円  
 サイバー攻撃限定特約（財産）

その他の条件

通貨等（建物内設備什器） 限度額 30万円  
 預貯金証書（建物内設備什器） 限度額 500万円

# 企業総合保険証券



## 保険契約者

〒 592-8335

住所 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13

氏名 荻野 孝弥 様

250328 D 1 142111 000002 00010161  
001/001 001/002 0000263#



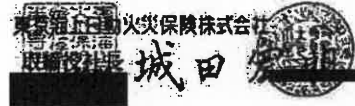
9385

普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い  
保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。  
なお、保険証券の見方については、「ご契約のしおり(約款)」を  
ご確認ください。

証券番号

弊社連絡先 大阪北S2  
☎ 06-6203-0633  
代理店/仲立人 関ライフプラザパートナーズ高田  
☎ 06-6313-9985

ご契約のしおり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。  
地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠にありがとうございました。



印紙税申告納  
付につき捺印  
税務署承認済

電話番号 072-245-9855

携帯電話

FAX番号

契約日 令和 7年 3月25日

他の保険契約等

無

証券作成日 令和 7年 3月28日 (25) (3)

## 保険種類・保険期間

保険種類 企業総合保険 財産条項

保険期間 令和 7年 4月21日 午後 4時から 令和 8年 4月21日 午後4時まで 1年間

## 取扱営業店・代理店

営業店 39C4 大阪北S2

契約者/団体

代理店/仲立人 6717 関ライフプラザパートナーズ高田

代理店枝番

## 補償の対象となる方(被保険者)

保険の対象の所有者 荻野 孝弥 様

借家人賠償責任の被保険者 荻野 孝弥 様

## 物件の情報

保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物

★所在地 〒592-8335 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13

物件名称 事務所

物件種別 一般物件 ☆作業規模 [動力設備] 50kW未満 [電力設備] 100kW未満 [作業人員] 5人未満

★種作業 [区分] 種業物件 [コード] 0400AA [名称] 事務所 [詳細名称]

構造 階数 地上 1階 地下なし 専有・占有面積 175.45㎡ 延床面積

★柱(建物構造) 鉄骨造

★建築年月

★耐火基準 該当なし

構造級別 2級

## 補償の対象となる物件(保険の対象)

建物内設備什器 上記建物内に収容される  
設備什器一式

付属物の

取り扱い 設備什器 量・建具・造作:含みます

## 保険料のお支払内容

保険料 建物内設備什器 3,160円  
借家人賠償責任補償特約 25,520円

1回分保険料 28,680円

総払込保険料 28,680円

払込方法 コンビニ払(一時払)

初回払込保険料 保険始期の属する月の翌月(令和 7年 5月)末日

保険料払込期日 第2回目以降払込保険料

本書に記載の内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

★が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合は(一先)ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。








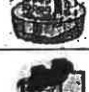
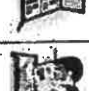

証券番号： XXXXXXXXXX  
 保険約款： 企業総合保険普通保険約款（財産条項）  
 保険期間： 令和 7年 4月21日 午後 4時から 令和 8年 4月21日 午後4時まで 1年間  
 契約者名： 董野 孝弥 様

■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpまたは冊子をご参照ください。）

保険金額	建物	建物内設備什器	建物内商品製品
保険金額 (約定付保割合) (評価基準:保険価額)	-	100万円 (100%) (再取得価額: 100万円)	-

保険金支払方式	実損払方式
建物の評価方法	
建物内設備什器の評価方法	お客様からの申告に基づき評価
建物内商品製品の評価方法	

○：補償されます。 ×：補償されません。 \*：1事故あたりの損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

財産条項「補償の内容」	建物内設備什器	免責金額*	ご確認ください
火災、落雷、破裂・爆発 	○	10万円	・補償内容によって適用される免責金額が異なる場合があります。詳細は、免責金額欄をご確認ください。 ・「補償の内容」の詳細につきましては「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。 ・預貯金証書（建物内設備什器）、通貨等（建物内設備什器）は盗難のみ補償します。 ・水災の保険金支払方法は浸水条件有型実損払方式です。
地震、震災、震災 	○	20万円	
給排水設備事故の 水漏れ等 	○	10万円	
騒音、労働争議等 	○		
車両・航空機の衝突等 	○		
建物の外部からの 物体の衝突等 	○		
盗難 	○		
水災(浸水条件 有) 	○		
電氣的・機械的事故 	×		
その他偶発な破損事故等 	×		

**特約等**  
 安定化処置費用補償特約（財産） 水災縮小支払特約  
 高額責金属等不担保特約（設計） 縮小支払割合 50%  
 借家人賠償責任補償特約  
 免責金額：なし  
 限度額 3、50.0万円  
 サイバー攻撃限定特約（財産）



**その他の条件**  
 通貨等（建物内設備什器） 限度額 3.0万円  
 預貯金証書（建物内設備什器） 限度額 50.0万円

一般廃棄物清掃管理・処理申込書 (継続処理)

ヴィクトリー開発株式会社 御中

令和5年 月 日

申込区分	① 新規 [ 令和 5 年 } 月 { 日から収集開始 ]
	② 変更 [ 令和 年 月 日から変更 ] [ 申込者・収集場所・送付先住所・個数・収集先名称・その他 ( ) ]
	③ 追加 [ 平成 年 月 日から 個追加 合計 個 ]

申込者 ( 法人の場合は、氏名欄に社名・役名・代表者氏名を記入し、社印・代表社印を押印 )	
住所	〒 ( 5 9 2 - 8 3 3 5 ) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号
名称	かべの たかや 事務所 
氏名	菅野 秀弥 電話番号 
場所 ( 申込者の住所と異なる場合のみ記入)	
住所	〒 ( - )
名称	電話番号 ( ) -


廃棄物の量 454 704 904 1/日 個

収集曜日 月・火・水・木・土

種類

1. 医療	6. 家庭
2. 飲食	7. サービス
3. 小売	8. 公共
4. 事務所	9. マーケット
5. 工場	10. その他

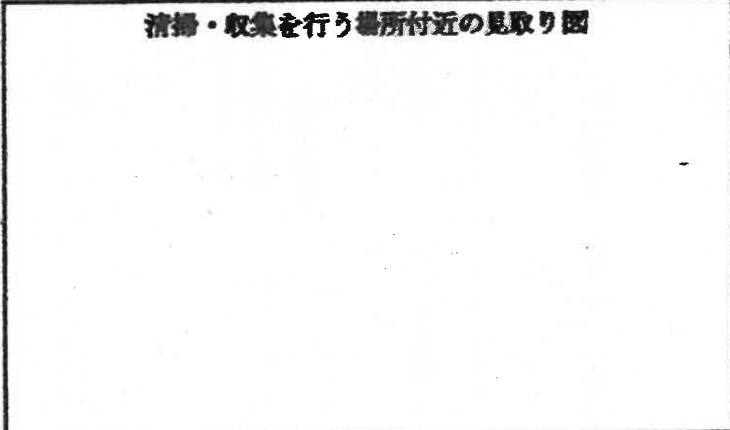
備考

	処理量	申込期間	処理手数料
1ヶ月	6 1/日個		3,000 (税抜)
1年間	72 個	~	36,000 (税抜)

廃棄物の内容

① 生ごみ ④ 木くず ⑥ 廃油  
② 紙くず ⑤ 繊維くず  
③ カン・古紙類 ⑦ ペット

清掃・収集を行う場所付近の見取り図



廃棄物を入れる容器の種類

① ポリ容器 ③ コンテナボックス  
② ポリ袋 ④ その他 ( )

様式第13号(第6条関係)

備品台帳

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

購入年月日	品名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
令和8年 3月10日	携帯電話 iPhone17Pro512GB		214,800円	107,400円 (按分率 50%)	5年	令和13年 3月10日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

- 備考 1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。  
 2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

## 出張報告書

令和7年 6月 26日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団 ・ 萱野孝弥

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目的

- ①地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の取組み事例
- ②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例
- ③堺市東京事務所による取組
- ④堺市で取組を進めている SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト
- ⑤全国での取組や成功事例、今後の展望  
を調査し、堺市の課題解決に寄与する。

2. 期間 令和7年年 6月 26日（木）～ 令和7年 6月 27日（金）

#### 3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	6月26日（木）	14:00～15:30	東京都 衆議院第一議員会館 B1F 第8会議室
②	6月27日（金）	09:30～10:30	大阪府東京事務所内堺市東京事務所
③	6月27日（金）	11:00～12:00	東京都 衆議院第一議員会館 B1F 第8会議室

#### 4. 面談者

警衛局経営政策課 調査官 XXXXXXXXXX

農村振興局農村計画課 課長 XXXXXXXXXX

土地利用計画班課長補佐 XXXXXXXXXX

農地転用班 課長補佐 [REDACTED]

堺市東京事務所 所長 羽田貴史

都市局 街路交通施設課 [REDACTED] 課長補佐

[REDACTED] 公共交通係長

物流・自動車局 技術・環境政策課 [REDACTED] 自動車運転戦略室長

物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官室 [REDACTED] 専門官

総合政策局 地域交通課 [REDACTED] 地域交通計画調整官

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【農林水産省との意見交換】

1. 視察の概要

本意見交換は地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の取組事例および市街化調整区域の利活用・規制緩和事例について情報を得るとともに、堺市の農業政策への示唆を得ることを目的とした。

2. 主なテーマ

(1) 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の取組み事例

①各市町村における農地利用の最適化・担い手確保を目的とした「地域計画」の現状と課題。

②全国1万8,633地区で策定済み（R7年3月末時点）、農用地区域面積380万ha。

③一方で、全国平均でも約3割が「受け手不在農地」であり、担い手確保が喫緊の課題。

(2) 市街化調整区域の利活用・規制緩和事例

①農地の利用転換や土地利用調整の仕組み（農振法、都市計画法、地域未来投資促進法等）の活用事例を紹介。

②富山県高岡市では農用地区域の一部転用により工業団地整備を実現。

③岸和田市では農地交換分合を実施し、40ha規模の農地集約・都市利用調整を行った事例あり。

3. 堺市の現状と課題

(1) 堺市は13地区で地域計画を策定済み（農用地区域1,042ha）。

(2) しかし、受け手不在農地は760ha（72.9%）と全国・大阪府平均を大きく上回る深刻な状況。

①全国平均：32.8%

②大阪府平均：39.0%

(3) 特に鈴方地区（40.6%不在）、別所地区（58.4%不在）で担い手不足が顕著。

(4) 今後、農地バンクの積極活用や交換分合による集約が不可欠。

(5) 市街化調整区域における農地の利活用についても、制度的支援や規制緩和の好事例を堺市に応用できる可能性がある。

4. 今後の展望と市への示唆

(1) 国はR7当初予算で以下を措置：

①農地集積・集約強化交付金

②中山間地域等直接支払交付金

③スマート農業導入支援

④多面的機能支払交付金

(2) 堺市においても、地域計画＋交付金メニューのパッケージ活用により、担い手不在農地の解消と持続的な農業振興につなげることが重要。

(3) また、都市計画・農業政策の連携を強化し、農地転用・利活用を戦略的に検討することが求められる。

## 5. まとめ

今回の意見交換を通じ、堺市の農業が直面する「担い手不足」「受け手不在農地の増加」といった課題に対して、国の補助制度や規制緩和事例を活用する方向性を確認できた。

引き続き、農林水産省との情報連携を強化し、受け手不在農地の解消と農地利活用の推進に向けた政策提案を進めていく。

### 【堺市東京事務所との意見交換】

#### 1. 視察の概要

本意見交換は、当該事務所の現況と役割を把握するとともに、首都圏における堺市の魅力発信や企業連携、スタートアップ支援等の取組状況について確認し、意見交換を行うことを目的としたものである。

#### 2. 東京事務所の活動状況

##### (1) 魅力発信事業

東京 23 区（港区、世田谷区、杉並区、台東区、新宿区等）との連携を深め、区民まつりをはじめとする地域イベントに積極的に出展している。

また、WeWork における拠点横断プロモーションの実施など、首都圏における新たな取組を展開している。

大阪糖菓株式会社との連携による金平糖すくい、和饗エコファームによる特産品販売など、堺市内企業との共同出展も拡大している。

##### (2) 万博関連プロモーション

大阪・関西万博を契機とした誘客促進にも注力している。KITTE 丸の内では大阪府・大阪市と連携したイベントを開催し、港区立図書館ではワークショップを実施するなど、多様な形で本市の魅力を発信した。

##### (3) 企業連携・スタートアップ支援

首都圏に所在する 30 か所以上のコワーキングスペースを活用し、ピッチイベントや交流会を通じて企業とのネットワークを拡大している。

その成果として、JR 東日本企画によるシェアベビーカー事業の泉北ニュータウン展開、日本 IBM による市内高校でのアイデアソン開催、日野コンピューターシステムによる VR 認知症対策実証など、多様な共創事例が実現している。

##### (4) 所管課との連携

東京事務所単独での取組にとどまらず、本庁所管課との協働にも積極的に取り組んでいる。

例えば、WeWork 大阪拠点において 19 の所管課が参加する「ガバメントピッチ」を実施し、首都圏企業と本庁との橋渡しを果たしている。

また、ふるさと納税の推進に関しても、首都圏の商業施設やイベント会場を活用した施策を展開している。

##### (5) 新規的取組

港区との連携によるワーケーション誘致を推進し、既に複数企業が堺市を訪問している。

さらに、首都圏在住の学生を対象としたインターンシップを実施し、東京理科大学、明治学院大学、日本大学等から 10 名を超える参加者を得ている。

#### 3. 所見

東京事務所は、従来の中央省庁対応にとどまらず、首都圏における堺市の存在感向上に資する活動を積極的に展開している。

地域企業との共創事例は、社会課題解決と経済的効果を両立させるものであり、その意義は大きい。

一方で、所管課との連携強化や費用対効果の不断の検証を通じて、事業の実効性をさらに高める必要がある。

#### 4. 提言

(1) 大阪・関西万博後を見据えた新たなプロモーション戦略の構築が求められる。熱気球等の新規コンテンツを活用し、首都圏での展開を期待する。

(2) 首都圏における堺市ブランドの定着を図り、イベント参加者や消費者の再訪・再購入につながる仕組みを構築すべきである。

(3) スタートアップとの連携を深化させ、市内での実証フィールド提供を拡大し、継続的な共創の場を確立することが望ましい。

(4) 東京事務所を「堺市の前線拠点」として位置付け、庁内外に対する成果発信を強化することが必要である。

#### 5. 結語

東京事務所は「東京に所在するからこそ可能な役割」を果たしつつあり、堺市の都市ブランド力向上と地域課題解決に向けた新たな挑戦の場として機能している。

今後もその存在感を一層高め、堺市の発展に資する活動を継続することを強く期待する。

### 【国土交通省との意見交換】

#### 1. 視察の概要

本意見交換会は、堺市において推進中のSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに関連し、全国の取組や成功事例、制度整備の現状、今後の展望について情報を得ることを目的としたものである。

#### 2. 意見交換の内容

##### (1) 自動運転の意義と社会的効果

交通事故の大部分は運転者の違反に起因しており、自動運転の普及により事故削減が期待される。また、ドライバー不足や地域公共交通維持といった社会課題への解決策としても位置付けられている。

##### (2) 自動運転レベルと実現アプローチ

段階的にレベル1からレベル5まで定義されており、現時点ではレベル3（条件付自動運転）およびレベル4（特定条件下での完全自動運転）の実用化が進展している。特定ルートでのサービスカー運行と、自家用車への技術普及という二つの方向性が示された。

##### (3) 政府の推進体制

国土交通省を中心に、内閣府、警察庁、法務省、経済産業省、総務省、デジタル庁等が連携して制度設計・技術基準整備に取り組んでいる。

##### (4) 制度整備の進展

2018年以降、道路運送車両法や道路交通法の改正を通じ、自動運転車両の型式認可制度や特定自動運行の許可制度が導入されている。これにより、レベル3・4の自動運転サービスが法制度上可能となった。

##### (5) 全国での実証と成功事例

福井県永平寺町で全国初のレベル4移動サービスを開始、愛媛県松山市でレベル4バス運行を準備するなど、各地で実用化が進められている。令和6年度は99件の事業が採択され、8か所でレベル4バスの実証が行われている。

##### (6) 都市・地域交通戦略推進事業

自動運転を単独事業としてではなく、都市計画・地域交通網形成計画と連携して推進する取組が紹介された。補助率 1/3～1/2 の制度により、自治体が複数交通手段を統合的に管理・改善する施策が支援される。

#### (7) 先進自治体の事例（岐阜市）

岐阜市では地域公共交通網形成計画に自動運転を位置づけ、交通弱者対策やモビリティサービス拡充を進めている。計画の基本方針において、自動運転の導入可能性や他施策との連携が具体的に明記され、モデル的な取組として注目されている。

#### (8) 今後の展望

国としてはレベル 4 自動運転の普及拡大を当面の目標とし、交通弱者支援、地域交通維持、都市交通イノベーションに活用する方針が示された。

### 3. 所見

堺市においても高齢化や公共交通維持の課題が顕在化しており、自動運転は有効な解決策となり得る。

国土交通省の説明により、制度整備と実証支援が全国的に進んでいることが確認でき、SMI プロジェクト推進において国の施策を活用する重要性が再認識された。

特に都市計画や地域交通戦略との連携は、堺市における持続可能なモビリティ政策推進に不可欠である。

### 4. 提言

(1) 堺市 SMI プロジェクトにおいては、既に国の補助制度を活用している取組をさらに発展させ、今後も継続的かつ戦略的に制度を活用していくこと。

(2) 全国の成功事例を参考に、堺市に適した形で段階的な導入を進めること。

(3) 国との連携を強化し、堺市が自動運転活用のモデル都市として位置付けられることを目指すべきである。

(4) 都市計画・交通政策と一体化させ、持続可能なまちづくりに資するモビリティ戦略を推進すること。

### 5. 結語

本意見交換会は、堺市が進める SMI プロジェクトを全国的施策の文脈に位置付け、今後の方向性を確認する上で極めて有意義であった。

堺市が先進的に自動運転を導入し、市民生活の利便性向上と持続可能な都市づくりに資することを強く期待する。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

(6-14) (6-15) (6-16) (7-19) (7-20) (7-21) (7-22)